明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○発信者情報開示命令事件手続規則（最高裁一一）　一

〔省　令〕
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条の送付に要する費用の納付方法を定める省令（総務一三）　二

〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁五）　二
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一）　三
○戸籍が滅失した件（法務五一）　六
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一一三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五六六～五七二）　七
○地すべり防止区域を追加指定する件（同五七三）　七
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業四三）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局八〇～九三）　九
○都市計画に関する件（近畿地方整備局四二）　九
○道路に関する件（中国地方整備局三三）　七

〔国会事項〕
官庁事項　一〇

〔皇室事項〕
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（関東地方整備局）　一〇

〔官庁報告〕
〔資　料〕
令和四年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、公示送達、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇
会社その他
諸事項　一〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第十一号

発信者情報開示命令事件手続規則を次のように定める。

令和四年三月十五日

最高裁判所

発信者情報開示命令事件手続規則

（管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定・法第十条）

第一条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十条第一項第二号及び第二項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（提供命令に基づき他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた場合の申立書の記載事項）

第二条　法第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをするときは、当該発信者情報開示命令の申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　当該提供を受けた者の申立てに係る当該提供に係る侵害情報について現に係属する他の発信者情報開示命令事件がある場合　当該発信者情報開示命令事件が係属する裁判所及び当該発信者情報開示命令事件の表示

二　前号に掲げる事件がない場合　その旨

（発信者情報開示命令の申立書の写しの提出）

第三条　発信者情報開示命令の申立てをするときは、申立書に相手方の数と同数の写しを添付しなければならない。

（提供命令及び消去禁止命令の申立ての方式、申立書の記載事項等）

第四条　次に掲げる申立ては、書面でしなければならない。

一　提供命令の申立て

二　消去禁止命令の申立て

2　前項各号に掲げる申立てに係る申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか、発信者情報開示命令の申立てと前項各号に掲げる申立てを一通の書面でする場合を除き、本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所及び当該発信者情報開示命令事件の表示を記載しなければならない。

3　裁判所は、第一項各号に掲げる申立てがあった場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該申立てに係る申立書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、相手方の陳述を聴かないで提供命令又は消去禁止命令を発する場合は、この限りでない。

（提出書類の直送）

第五条　当事者が陳述書、申立ての趣旨又は原因の変更を記載した書面、証拠書類その他裁判の資料となる書類を提出するときは、当該書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。）をしなければならない。

（発信者情報開示命令の申立ての変更の取扱い）

第六条　発信者情報開示命令事件の手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を相手方（その期日に出頭した者を除く。）に送付しなければならない。